

野辺地町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 野辺地町における子どもの読書活動推進を図ることを目的に、子どもの読書活動推進に関する調査研究を行い、野辺地町子ども読書活動推進計画策定のため、「野辺地町子ども読書活動推進実行委員会」(以下「実行委員会」という。)内に「野辺地町子ども読書活動推進計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動推進に関する調査研究に関すること。
- (2) 野辺地町における子ども読書活動推進の為の施策に関すること。
- (3) 野辺地町子ども読書活動推進計画策定に関すること。
- (4) その他子どもの読書活動推進に関して必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 策定委員会は、次に掲げる委員をもって構成することとし、実行委員長が委嘱する。

- (1) 保育園・幼稚園関係
- (2) 学校関係(小・中)
- (3) 社会教育委員
- (4) P T A関係・家庭関係
- (5) 読み聞かせボランティア関係
- (6) 学識経験者
- (7) 環境保健課(健康増進センター)
- (8) 児童館
- (9) 教育委員会
- (10) 図書館

(任期)

第4条 策定委員の任期は、委嘱を受けた日から平成19年2月28日までとする。

(委員会の組織)

第5条 策定委員会には、議長及び副議長を各1名置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により委員の中から選出する。
- 3 議長は、策定委員会の会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたとき又は議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 策定委員会は、実行委員長が招集し、主宰する。

2 実行委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、実行委員長が定める。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、野辺地町立図書館に置いて処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。